

掛川市条例第12号

掛川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

掛川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年掛川市条例第207号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>(公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>不服申立て</u>の状況</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 職員の人事評価の状況</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) 職員の退職管理の状況</u></p> <p><u>(9) 職員の研修の状況</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p>(公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>審査請求</u>の状況</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。